

立命館大学法科大学院

F D ニュースレター

通巻第 5 号

2011 年 4 月

2010 年度 F D ニュースレター発行にあたり

F D 委員長 吉村良一

立命館大学法科大学院では、F D 活動として、F D 委員会を組織し、教学改善アンケートや F D フォーラムの実施等、様々な活動を行っています。本ニュースレターでは、その概要を紹介したいと思います。あわせて、法科大学院創設以来 2009 年度まで、法務研究科長として本学法科大学院教学の中心として活躍された市川正人教授に、本学法科大学院教学の現状と課題に関する論稿を寄せていただきましたので、それを掲載します。お忙しい中、貴重な論稿を執筆いただいた市川先生に感謝します。

目次

・ 2010 年度の F D 活動	1
教学改善アンケート	1
F D フォーラム	3
授業参観	4
・ 法科大学院における教育の成果と課題	
市川正人	5

・ 2010年度のFD活動

今年度のFD委員会は、専門分野ごと、および、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から9名（内、実務家教員2名）のメンバーで構成されました。

FD委員会は、夏期休暇中を除き、平均月1～2回（合計10回）開催し、FD活動の方針作成と具体化を進めてきました。活動の中心は、教学改善アンケートの実施と結果分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施、ニュースの発行などです。

教学改善アンケート

例年と同様、法科大学院独自の教学改善アンケートを、全科目・全クラスについて行ないました。前期・後期それぞれ、第1回目は、授業開講後5～6週目のところで、アンケート用紙を授業時に配布し授業終了後回収する方法で、第2回目も、一昨年から方法を変更し、最終授業時にアンケート用紙によって実施しました。1回目のアンケートは、その結果を後半の授業改善に反映させること、2回目のアンケートは、授業改善の達成度を検証するとともに、次年度以降の授業改善やカリキュラム等の改革に反映させることを目的としています。実

施科目率は、ほぼ100%です。

回収されたアンケートは、そのコピーが各授業担当者に渡され、個々の教員が授業改善に役立てるとともに（その結果、中間段階でのアンケートで明らかとなった問題点が改善され、そのことが最後のアンケートで確認できた科目も少なくありません）FD委員会で委員が分担して分析を行なった結果を集約・検討し、それを教授会に報告して、現状や課題、改善方向等を共通の認識にすることに努めました。また、分析結果の概要は、Web上で公表しています。

各アンケートの結果は以下の通りです

前期第1回アンケートは、5月に、授業5ないし6週目に行われ、全科目で実施されました。回収率は88%です。全体を通じて、「非常に良く理解できる」14%、「だいたい理解できる」70%、「非常に満足」24%、「満足」61%となっています。昨年同時期のアンケートでは、「非常に良く理解できる」11%、「だいたい理解できる」71%、「非常に満足」23%、「満足」58%でしたので、いずれも、積極的な評価をする回答者の比率が、やや上がっています。

前期第2回アンケートは、前期最終授業日に実施されました。回収率は全体で83%です。全体を通じて、「非常によく理解できた」15%、「だいたい理解できた」69%であり、この数字は、第1回アンケートにおける、「非常によく理解できる」14%、「だいたい理解できる」70%とほぼ同じであり、昨年度前期の「非常によく理解できた」15%、「だいたい理解できた」68%ともほぼ同じです。「力がついた」は56%であり、「つかなかった」とするものは4%ですが、「わからない」とするものが40%あり、定期試験の結果等と照らし合わせた分析が必要です。「ぜひ薦めたい」31%、「薦めたい」58%で、満足度は極めて高く、第1回目は、「非常に満足」24%、「満足」61%なので、それよりも上がっています。

後期第1回目アンケートは、授業開始後5～6週目に実施され、回答率は85%でした。全体を通じて、「非常によく理解できる」16%、「だいたい理解できる」71%であり、前期第1回アンケートにおける、「非常によく理解できる」14%、「だいたい理解できる」70%とほぼ同様に、理解度に関する自己認識は高くなっています（ただし、「だいたい理解できる」がどの程度の理解度を意味しているのかは不明です）。なお、昨年の後期第1回目は、「非常に良く理解できる」14%、「だいたい理解できる」71%で、今回とほぼ同じでした。「非常に満足」は29%、「満足」が58%であり、前期第1回目の、「非常に満足」24%、「満足」61%、昨年後期第1回目の「非常に満足」27%、「満足」56%とほぼ同じになっています。

後期2回目アンケートは、前期最終授業日に実施しました。回収率は全体で85%です。全体を通じて、「非常によく理解できた」15%、「だいたい理解できた」70%となっています。この数字は、第1回アンケートにおける、「非常によく理解できる」16%、「だいたい理解できる」71とほぼ同じです。「力がついた」は58%であり、「つかなかった」とするものは3%ですが、「わからない」とするものが38%あり、定期試験の結果等と照らし合わせた分析が必要です。「ぜひ薦めたい」35%、「薦めたい」54%で、満足度は極めて高く、第1回目は、「非常に満足」29%、「満足」58%なので、それよりもやや上がります

FDフォーラム

今年度は、3回のFDフォーラムを実施しました。そのテーマと概要は以下の通りです。

第1回 2010年7月6日

テーマ：再試験廃止後の成績評価のあり方

法科大学院における成績評価のあり方について、これまで本法科大学院では、FDフォーラムを含めて様々な機会に議論してきました。全国的に見ても、法科大学院における「厳格な成績評価」の必要性については、認証評価の中でも種々指摘されてきているところです。本学法科大学院では、本年度入学のL1から再試験制度が廃止され、従来の履修前提制に代え進級制度が導入されました。これらの改革は、実質的に見れば、成績評価のあり方に影響を与えるものであることは否定できないことから、第1回FDフォーラムでは、従来からの成績評価に関する議論の到達点や実態を整理した上で、新制度における成績評価のあり方について意見交換を行いました。

報告1

「成績評価基準に関する本研究科でのこれまでの議論」
市川正人教授

報告2

「成績評価の実態 08年度、09年度成績評価結果より」
吉村良一教授

第2回 2010年11月9日

テーマ：実務科目の現状と課題 - リーガルクリニック、エクスターンシップを中心に

報告1

「立命館大学法科大学院における臨床科目の現状と今後の課題」 松本克美教授

報告2

「実務科目（リーガルクリニック・エクスターンシップ）の履修状況と課題」 藤原猛爾教授

コメント

大島雅弘教授

立命館大学法科大学院のカリキュラムでは、司法の現場に触れる科目としての「リーガルクリニック（法律相談）」、「リーガルクリニック（女性と人権）」、「エクスターンシップ」を選択必修として置き、全員が受講することになっています。今回のFDフォーラムでは、これらの科目の現状と、今後の改善課題を中心に、実務科目全体のあり方についても検討しました。

第3回 2011年3月8日

テーマ：「共通的な到達目標（コア・カリキュラム）」をどう受け止めるか

将来法曹になるにふさわしい法律学の学識を確実に修得していることの保証のため、法科大学院教育において到達すべき共通目標を設定するとして、「法科大学院における共通的な到達目標」(いわゆる「コア・カリキュラム」)が策定されました。FDフォーラムでは、すでに、第一次案が発表された段階で、その内容について検討する機会を持っていますが、今回は、「コア・カリキュラム」が策定されたことを踏まえ、立命館法科大学院の教育の中でそれをどう受け止めていくかについて、意見交換を行いました。

報告1

「『共通的な到達目標』をどのように位置づけるべきか？」 松宮孝明教授

報告2 各分野からの報告

「民法について」 和田真一教授
 「刑法の検討」 浅田和茂教授
 「商法分野」 山田泰弘教授
 「刑事訴訟法」 淵野貴生教授
 「憲法分野」 市川正人教授
 「民事訴訟法分野」 加波真一教授

*各FDフォーラムの内容については、立命館大学法科大学院のホームページで紹介されていますので、詳しくは、それをご覧ください。

授業参観

今年度の授業参観は、昨年、一昨年と同様の新しい科目、新しい担当者の科目に加え、L2S1の法律基本科目の全科目について実施しました。したがって、実施科目が増えています。対象科目数は前期が26、後期が27であり、FD委員を中心に、延べ前期28名、後期28名の教員が参加し

ました。参観者は終了後、「この授業の優れている点」「さらに工夫が望まれる点」「双方向的・多方向的授業の工夫など」の3項目からなる報告書を作成し、この報告書は写しが担当教員に渡され授業改善に役立てられるとともに、FD委員会で分析検討を行いました。

．法科大学院における教育の成果と課題

市川正人

はじめに

法科大学院が 2004 年度に発足してから既に 7 年が経った。法科大学院は、司法制度改革の一環として、大学が大きくコミットする形で法曹養成制度を改革するために設立されたものであるが、そうであるだけにこれまでの法学教育のあり方が根本的な転換を迫られることになった。法科大学院での法学教育は、そのチャレンジングな課題に応えようとする関係者の努力の結果、相応の成果をあげているが、また、多くの課題を抱えている。

法科大学院教育の健全な発展のためには、新司法試験の合格者数問題＝法曹人口問題の改善が不可欠であるし、また、新司法試験のあり方自体についても改善が必要であるが、以下では、そうした法科大学院をめぐる外在的諸条件については触れず、法科大学院教育につきできるだけ内在的にその成果と課題を記すことにしたい。

1 法科大学院教育の成果 - 法学教育の革命的な変化

(1) 法科大学院における充実した法学教育

法科大学院では、「双方向的・多方向的で密度の濃い」教育（司法制度改革審議会意見書）が行われている。少なくとも法科大学院の 2 年次生（既修者の 1 年次生）を

対象とした法律基本科目の演習の授業においては、50 人規模までの（多くの場合は 20 人から 30 人程度の）少人数クラスで、判例または事例を素材にして、相当な予習を前提に双方向的な授業（アメリカのロースクールで言うところの「ソクラテスメソッド」）や、場合によっては多方向的な授業が行われている。立命館大学法科大学院では、法律基本科目の演習について、当初 5 クラスであったものを 6 クラス化（行政法のみ 2011 年度より）し、1 クラス 20 人以下の授業を実現している。

そして、判例を用いてのケースメソッドスタイルの授業の場合には、学生は、（しばしば原審、原々審の判決も含めて）判決文を読んだ上で授業に出席することが求められ、他の諸判決との比較や当該訴訟の事実の分析を通じて判例の射程を考える訓練を受ける。また、事例問題を素材としたプロブレムメソッドの授業がされることもある。法科大学院の学生の勉強姿勢はきわめて積極的であり、過大ともいえる予習課題に目を通した上で授業に出席しており、レポートや中間試験等にも負われ、法科大学院での教育に必死に食らいついてきている。

法科大学院の教員は、大量の予習課題を踏まえて双方向・多方向型授業に対応した綿密な授業案を構想するなど、十分な授業準備をしておかなければ適切な授業運営をすることができない。さらに、教員は、授業後に長時間続く学生の質問やオフィスア

ワーになされる学生の質問に答えたり、レポートの添削に勤しんでもいる。私の場合、週1回の公式のオフィスアワーだけでは学生の質問に対応できず、しばしばさらに週2、3回、事実上のオフィスアワーを設定している。立命館大学法科大学院にはそうした教員が相当数おり、そのため教育負担は、担当コマ数以上にかなり重いものとなっている。

さらに、複数教員で同一クラスを担当する場合や、同一科目について複数の教員が別々のクラスを担当する場合の担当者間での打合せだけでなく、分野毎に教育内容・方法について検討・相談を行うことも、広くなされている。成績評価も、同一科目担当者間、全科目の担当者間での議論を踏まえて設定された基準に基づきなされている。成績分布は、多くの法科大学院で教員間はもちろん、学生に対しても公表されている。試験の講評が学生に向け配付されるのが通例であり、教員による試験の講評会が実施されることもある。

(2) 法科大学院におけるFD活動

法科大学院は、専門職大学院設置基準において、「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」とされ(11条)、FD活動を行うことを義務付けられている。そして、多くの法科大学院において、FD委員会(FD会議)主導で活発なFD活動が実施されている。

立命館大学法科大学院では、FD委員会主催でFDに関する研究会であるFDフォーラムが、年度によって異なるが年2回から7回開催されている。これまでのFDフォーラムのテーマは、「法科大学院における成績

評価の基準と方法」、「授業参観について」、「法的知識・応用力の養成の到達点と課題」、「理論と実務を意識した教育」、「未修者教育のあり方」、「法科大学院における『実務教育』のあり方」、「基礎法学・隣接科目の教育内容・方法・成績評価」、「コア・カリキュラムについて」、「履修前提制について」、「グレード制の効果と課題」、「アメリカのロースクールの教育方法」などである。FDフォーラムの概要は立命館大学法科大学院のホームページにおいて公表している。

また、立命館大学法科大学院では、教員による授業の相互参観も実施されている(2006年度に全授業を対象として教員による授業参観を実施した後は、各年度、参観対象となる授業を絞って実施)。参観者は報告書を作成し事務室に提出するものとされており、報告書の一覧がFDフォーラムの資料とされ、教員に配付されている。こうして教員は他の教員の優れた教育実践を見て参考にすることができ、また、他の教員の意見を参考に授業を改善することができる。

さらに、立命館大学法科大学院では、授業について学生の意見を聞くために、授業の6週目または7週目に授業アンケートをとり、 Semester後半の授業の改善に活かすとともに、授業の最終回にもアンケートを実施し、授業改善がなされたか否かにつき学生の意見を求めている。授業アンケートは集計され教授会において配付されており、アンケート結果の概要が学生に公表されている。各学年ごとに教員と学生とで授業懇談会を実施し、授業について学生の意見を直接聞く機会も設けている。授業懇談会に出席する学生は必ずしも多くないが、院生協議会(院生自治会)は独自のアンケ

ートをとりその結果を報告する形で、法科大学院実施の授業アンケートには出ていなかった意見を伝えている。

これまで大学がこれほど組織的に教育に熱心に取り組んだことはなかったであろう。「法科大学院では何よりも教育風景が革命的ともいえるほど大きく変わっている（佐藤幸治「法科大学院の確かな発展を目指して - 研究者と実務家とのコラボレーションの中で」法学セミナー627号42頁[2007年]）。

2 法科大学院教育の課題

(1) 残る諸課題

新司法試験合格者数が司法試験委員会の設定した目安（2010年度で3,000名程度）を大幅に下回っていることから、法科大学院修了者の学力に対して、そして法科大学院における教育の質に対して厳しい批判が向けられているが、新司法試験合格者数が増えない主たる理由を受験者の学力に - ましてや法科大学院の教育力に - 求めることが適切かについては疑問がある。しかし、法科大学院教育にまだまだ課題が多いことは確かである。

たとえば、認証評価機関である日弁連法務研究財団の評価報告書においては、FD活動が兼任・兼担教員を含めた全体のものになっていない、FD活動が授業の改善に結びついていない、授業評価アンケート結果の組織的活用が弱いなどの指摘が、共通してなされている。授業内容についても、非常に優れたものもある一方で、学部の授業と変わらないと評されるものもあり、授業間に無視できない格差がある。さらに、何を

狙いとしてどのような双方向・多方向型授業を行うかについては、まだ共通理解がない。たとえば、法的な知識・理解の修得、考える力の涵養、事例分析能力の涵養のバランスをどのように図ろうとするかで、双方向・多方向型授業の実際は変わってこよう。判例分析（ケースメソッド）とプロブレムメソッドのどちらの手法を重視するかについても、各法科大学院、各科目担当者によって試行錯誤がなされている。展開・先端科目についても、法曹養成にとっての意義を踏まえた科目配置、授業展開をいかに実現するかが、課題である。

以下では、法科大学院教育が抱える諸課題のうち、厳格な成績評価と修了認定の実現、未修者の教育、理論と実務の架橋についてやや立ち入って論じたい。

(2) 厳格な成績評価と修了認定

成績評価のあり方として絶対評価と相対評価のいずれが適切かについては議論があるところであり、絶対評価を採用した場合には、その基準の明確化、客観化が求められている。多くの法科大学院では、合否については絶対評価によりつつ、合格点に達した者についての成績評価は相対評価としているが、立命館大学法科大学院では、法科大学院での成績評価は、法科大学院での教育目標をどれだけ達成したかという見地からなされるべきものであるとの立場から、全面的に絶対評価を実施している。しかし、2007年度に日弁連法務研究財団による認証評価を受けた際には、同財団より、「各科目の成績評価基準については、必ずしも明確でないものがあり、絶対評価の前提となる各科目の獲得目標や到達目標の設定が、全科目につき適切になされ開示され

ているとはいえない状態である」などと厳しい指摘を受けた。立命館大学法科大学院は、その後、絶対評価による成績評価をより精度の高いものとするよう努力を重ねてきた。ただ、各科目の「所期の目的」が何か、「所期の目的をほぼ達成した」(A)、「所期の目的に照らして妥当な成績を修めた」(B)が何を意味するのかは、実際の教育の積み重ねの中から経験的に確定されていくものであって、そこに絶対評価の難しさがある。

法科大学院での成績評価は試験の結果のみによるのではなく、小テスト、中間テスト、レポート、授業中の報告や発言を考慮に入れてなされるのが通常であるが、認証評価においては、こうした平常点評価のあり方について、より明確にすることを求める意見が付されている。

さらに、法科大学院では進級制や履修前提制を採用しているところが多いが、進級制と履修前提制のいずれが適切かについても各校で模索がなされている。立命館大学法科大学院は、当初から、前提となる科目の単位を取得しないと次の科目を履修できないという履修前提制を採用していた。これは、基礎的な理解がなく応用に進んでも十分な教育効果を得ることはできないとして、すべての法律基本科目についてまず基礎的な理解を得ておくことを要求するものであり、きわめて原則的な仕組みである。しかしながら、この仕組みの下では、1科目の単位を落とすだけで1年修了が遅くなることもあるため、教員が不合格の判定を下すことに心理的な負担を負わされており、当初の不合格者に対する再試験の存在と相まって、履修前提制にはかえって厳格な成績評価を阻害していた面があった。そこで、2009年度より、履修前提制を廃止し、

必修科目が7単位以上不合格であった場合には留年とするという留年制を導入すると共に再試験を廃止している。

(3) 未修者の教育

法学未修者の教育、特に非法学部出身者(「純粹未修者」)に対する教育については、未修者の新司法試験合格率が既修者の合格率に比べて著しく低いこと(2010年の第5回新司法試験では既修者の合格率の半分以下)に現れているように、大きな課題を抱えている。

法学未修者、特に「純粹未修者」に対する教育をどのように行うかは、各法科大学院が最も苦勞し試行錯誤を続けてきたところであろうが、認証評価機関の評価報告書からすると、法学未修者に対する授業は、「純粹未修者」に法的理解を得させることを重視して、どうしても講義中心になりがちという実情があるようであり、しばしばもう少し双方向的な授業方法を工夫すべきであるといった意見が付されている。この点、私は、学生の自学自習を促進することを目標に、授業では基本的な発想が理解・把握できるように、質疑を交えながら講義を行うことが適切ではないかと考えている。

さらに、認証評価においては、対象法科大学院での教育における法律基本科目偏重が批判されており、とりわけ未修者1年次における実質的な法律基本科目増(要卒単位に参入されない任意科目や補習)が問題とされた例もある。ただ、こうした事例が生じている背景には、教員の側で知識伝授型の発想が抜け切れていないという点とともに、自学自習を促進するための授業時間数としても未修1年次の法律基本科目の時

間数が足りなかったということもある。この点、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会は、2009年4月の「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」において、法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するために、各法科大学院が法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要があると提言し、これを受けて文部科学省は設置基準を改定した。立命館大学法科大学院では、さっそく法学未修者1年次の法律基本科目の単位数を6単位増加させた。この単位増許容方針については、弁護士会から、詰め込み教育を助長し、未修者の自学自習を阻害するのではないかと危惧が表明された。確かに、こうした危惧にも理由があるが、学生の自学自習のための時間・余裕を確保しつつ、単位増を生かすことが重要であろう。

そして、授業の内容・方法の改善だけでなく、「純粹未修者」が法科大学院での自学自習を中心とした学習を行えるよう援助する導入支援も重要である。立命館大学法科大学院では、9月の前期入試で未修者として合格した者を対象に、入学後の法科大学院での授業にスムーズに対応できるように、民法を対象科目にして通信教育とスクーリングを組み合わせた「入学前プログラム」を実施している。さらに、正課外での支援策についても、正課の補完的なものと位置づけられ、正課に対する予習・復習を阻害するものでない限り、否定的に捉えるべきではないと思われる。

（４）理論と実務の架橋

司法制度改革審議会意見書では、法科大

学院において「理論と実務の架橋」を図った教育が行われるものとされており、各認証評価機関の評価基準にもなっている。そこで、各法科大学院では、実務基礎科目として、法情報調査、法文書作成（リーガル・ライティング）、要件事実、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理などのほか、模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップといった臨床系の科目も開設している。

しかし、前期修習の廃止を踏まえて実務基礎教育をどこまでやるべきか、要件事実教育をどのように行うべきか、実務基礎教育において理論的な視点をどのように入れるべきか、さらに、研究者教員と実務家教員との共同担当をどのように進めるのか等々、検討すべき問題は多々ある。法律基本科目における理論と実務との架橋をどのように図るかも、今後詰められていかなければならない課題である。

また、臨床法学教育の典型であるリーガル・クリニックをどのように確立、定着させて行くかも課題である。リーガル・クリニックは、わが国において全く新しい種類の実務的な科目であるにもかかわらず、法科大学院の開設2年目の2005年度において既に全法科大学院の約4分の3にあたる52校で開設されている（日弁連法曹養成対策室の調査による）。もっとも、その位置づけについては、自由選択科目にとどまる場合と選択必修としている場合とがあり、また、開設形態・内容も多様である。立命館大学法科大学院では、一般的な法律相談である「リーガル・クリニック」と「女性と人権」問題に特化した法律相談である「リーガル・クリニック」を開講している。そして、立命館大学法科大学院では、規模の大きな法科大学院にはめずらしく、

リーガル・クリニックとエクスターンシップとが選択必修となっている。確かに、新司法試験が厳しいハードルとして控えている現状では、新司法試験に直接役立たない臨床系科目を「負担」と考える学生の意識が垣間見えるときもないではない。しかし、現実の相談者、法律事件に接する際には、目の色が変わり、緊張し、積極的になっている。そして、この経験は学生達に強い感動・衝撃を与えており、大きな教育効果をあげている。

臨床法学科目、とりわけリーガル・クリニックを今後どのように充実させていくかは、法科大学院での法曹養成のための教育を充実させていくための鍵の一つと言ってもよいであろう。そして、裁判所の側でも、エクスターンシップ、リーガル・クリニッ

クを履修している学生の弁論準備手続や公判前整理手続等への立会を認める方向で検討することを期待したい。

終わりに

法科大学院を中心とした法曹養成制度を確立し発展させていくためには、法曹人口問題・新司法試験合格者数問題、修了生・新司法試験合格者の職域問題、新司法試験の改善についての取り組みが不可欠である。今後、こうした諸問題についての取り組みと各法科大学院での教育の改善とが相まって事態が改善され、法科大学院を中心とした法曹養成制度が確立していくことが期待される。

(以上)

2011年4月15日発行 発行元 立命館大学大学院法務研究科(法科大学院)

プロフェッショナルスクール事務室 〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1
Tel : 075-813-8270 Fax : 075-813-8271 e-mail : rits-ls@st.ritsumei.ac.jp

立命館大学法科大学院ホームページ : <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/index.htm>